

ダイレクト納付とは・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報 登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に 納付することができる便利な電子納税の納付手段です

(のインターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です!
 (ロンターネットバンキングの契約が不要です!
 (の利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます!
 ⇒ <u>電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です</u>(マイナンバーカードをお持ちでない方もご利用できます)

便利 〇金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!

⇒ <u>源泉所得税を毎月納付している方に便利です</u>

(徴収高計算書の作成・提出から納付までの手続を1度に行えます)

○即時又は納付日を指定して納付することができます!

⇒ 資金繰りの調整等にご活用いただけます。

ダイレクト納付の一連の手続

	ダイレクト納 付 手 続 の一 般 的 な流 れ	掲 載 ページ
初回	① e - T a x の利用開始手続	2
手続	②ダイレクト納付利用届出書の提出	2
	③e-Tax で申告書等を作成・送信	3~8
申告	・源泉所得税の徴収高計算書データの送信方法を掲載しています!	
	・税理士による代理送信も可能です!	
	④メッセージボックスに格納された受信通知を確認	9~10
<u>终</u> 由 (十	⑤今すぐ納付するか納付日を指定して納付するかを選択し、口座引落し	11
ሆו ለייד	⑥メッセージボックスに格納された受信通知により、引落しが完了したことを	12
	確認	

このマニュアルは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)からe-Taxソフト(WEB版)にログインす る方法で源泉所得税の徴収高計算書データを送信する方法と、ダイレクト納付により国税を納付する方法 をご紹介するものです。なお、ダイレクト納付は、スマートフォンなどからも利用できます。

1

≪利用開始手続≫



届出されている金融機関を変更する場合は、届出されている金融機関に対する「ダイレクト納付解約届出書」 と、変更後の金融機関に対する「ダイレクト納付利用届出書」を併せて、税務署に提出してください。

なお、変更には、約1か月程度かかる場合があります(その他、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。)。



利用者情報の登録

🐕 法人名称等の入力

以下の情報を入力し、「次へ」ボタンを押してください。

郵便番号

住所又は 所在地

※必須

電話番号

所轄税務署

事業内容

資本金又は出資金額 経理責任者の氏名

税理士等

項目名 法人番号

法人名称(フリガナ)

法人名称

納税地



徴収高計算書データを初めてe-Taxで送信する場合、利用者情報の登録が必要 になります。

1度登録すると、次回からの登録は不要となります。

入力内容

(全角力久力ナ)

(全角)

(全角)

(全角)

(全角)

(半角数字)

(例)100 - 8978 (**半角数字**) 郵便番号から住所と 所轄税務署を検索

(半角数字)

円(例)1000

•

(全角)

名 登録対象者が税理士等であり、今後代理送信を行う方は「該当する」を選択してください。 ● 該当しない ○ 該当する

(半角数字) ※カンマイ」は不要です。

(例)太郎 (全角)

▲<u>ページ先頭へ</u>

▼ (例)東京都

(例)千代田区霞が関

例)3丁目1番1号

(例)財務ビル201

都道府県 ▼ 税務署名

都道府県を選択してから税務署を選択してください。

所轄の税務署は「こちら」からご確認ください。

(例)国税



(例)カプシキガイシャコクゼイショウジ

(例)株式会社国税商事

都道府県

市区町村

丁目·番地

ビル名等

姓

メインメニュー	で、		
「利用者情報の	登録・	確認	・変更」
をクリックし、			
次画面で、			
「操作に進む」	をクリ	ック	します。

「法人名称等の入力」画面で、 必要事項を入力し、 「次へ」をクリックします。

券 代表者情報	の入力	
以下の情報を入	力し、「次へ」ボタ	ンを押してください。
jā	目名	入力内容
代表者氏名	(フリガナ)	セイ (例) ヨクゼイ メイ (例)
代表	者氏名 必須	姓 (制) 图例 名 (例) 太郎 (全角)
	郵便番号	(例)100 - 8378 (半角数字) 野便番号から 住所を検索
		都5這府県
代表者住所	住所	市区町村 (例)千代田区際が開
	※必須	丁目・番地 (例)3丁目1番1号
		ビル名等 (例)財務ビル201
	電話番号	(半角数字)
		◎ 戻る

「代表者情報の入力」画面で、 必要事項を入力し、 次画面で、 入力内容を確認の上、 「登録」をクリックします。

徴収高計算書データの作成①



作成する計算書を選択します。

手順3-1

券 作成手続きの選択	
本サイトでは以下の手続きを作成することができます。 作成する手続きを選択してください。	
申告·申請·納税	
納付情報を登録する。3	
納付情報登録依頼(納税手続の開始)	
納税証明書の交付請求を行う。3	
納税証明書の交付請求(署名省略分)	
納税証明書の交付請求(書面交付用)	
納税証明書の交付請求(電子交付用)	
<u>徴収高計算書を提出する</u> ?	
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)	
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)	
報酬・料金等の所得税徴収高計算書	

徴収高計算書データの作成2

手順3-2

6

🎓 提出先祝将				提出先の税務署を選択
提出先税務署等I 全ての項目につい	こは登録済みの所轄税務署を表示 で入力、確認が完了後、「次へ」>	Rしています。提出先税務署等を変更したい場合は訂正してください。 ドタンを押してください。		「次へ」をクリックしま [.]
提出先利	読書等の入力			
	項目名	入力項目		
	提出先税務署等	リストから(1)都道府県を選択し、(2)税務署名を選択してください。		
	×4538	<1)都道府県 更京都 ▼ (2)税務署名 <u>廻町</u> ▼ 提出先の税務署等はごちら」からご確然ださい。		
	• F	5 X^ 0	•	
「納期	等の区分」を 	:入力し、「作成区分」を選	訳の上、	「次へ」をクリックします。 <u>計算書の作成に当たっての留意事項</u> ?
「納期 * 申告	等の区分」を · 書等の作成 1 ^{新得・退職所得等の所}	入力し、「作成区分」を選 1/2 1得税徴収高計算書(一般)は2ステップに分	:択の上、 2載要領集 ? けて入力します(「次へ」をクリックします。 計算書の作成に当たっての留意事項 1ステップ目)。
「納期 * 申告 ^{給与所}	等の区分」を ・書等の作成1 ^{術得・退職所得等の所} 1等の区分及び区・	入力し、「作成区分」を選 1/2 17時税徴収高計算書(一般)は2ステップに分 分の入力	訳の上、 記載要領等? けて入力します(「次へ」をクリックします。 計算書の作成に当たっての留意事 項 ? 1ステップ目)。
「納期 * 申告 ^{給与所} 1 納期 入力	等の区分」を ・書等の作成1 新得・退職所得等の所 第の区分となる源泉所 完了後、「次へ」ボタン	こ入力し、「作成区分」を選 「 /2 「 得税徴収高計算書(一般)は2ステップに分 分の入力 「 将税及び復興特別所得税の支払年月を入 /を押してください。	:択の上、 :計で入力します(力し、区分を選択	「次へ」をクリックします。 <u>計算書の作成こ当たっての留意事項</u> ? 1ステップ目)。 RLてください。
「納期 * 申告 ^{給与す} 1 納期 入力	等の区分」を ・書等の作成1 所得・退職所得等の所 第の区分となる源泉所 完了後、「次へ」ボタン	こ、入力し、「作成区分」を選 1/2 1/2 1/4税徴収高計算書(一般)は2ステップに分 分の入力 新得税及び復興特別所得税の支払年月を入 、を押してください。	:択の上、 	「次へ」をクリックします。 <u>計算書の作成に当たっての留意事項</u> 1ステップ目)。 RLTください。
「納期 * 申告 ^{給与評} 1 納期 入力	等の区分」を ・書等の作成1 新得・退職所得等の所 第の区分となる源泉所 完了後、「次へ」ボタン 第の区分 ² ※必須	 入力し、「作成区分」を選 //2 (得税徴収高計算書(一般)は2ステップに分 分の入力 所得税及び復興特別所得税の支払年月を入 を押してください。 平成 マ 23 年 4 月 支払分 	訳 訳 訳 泉 所 得 税 の 上 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	「次へ」をクリックします。 <u>計算書の作成こ当たっての留意事項</u> ? 1ステップ目)。 Rしてください。

f	医成		区分	説明
[~	俸	合· 給料等	俸給、給料、賃金、歳費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみな されるもの等について記載します。
[賞 (行	₽ 員賞与を除く。)	役員に対して支払った賞与以外の賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を含みます。)、又は、必要経費に買入した賞与について記載します。
[₿	星労務者の賃金	日々雇い入れられる者(日雇労務者など)に支払う賃金で日額表の丙欄を適用して 所得税の源泉 徴収を行っているものについて記載します。
[退	畿手当等	退職手当や一時恩給(所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。) などについて記載します。
[税	里士等の報酬	弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断員、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、 不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動 車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
[役	員賞与	法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対して支払った首与(使用人兼務役員に対する 使用人職務分の首与を除きます。)について記載します。

▲<u>ページ先頭へ</u>

手順3-3

徴収高計算書データの作成③

券 申告書等の作成 2	2/2	記載要領等。	計算書の作成に当たっ	ての留意事項
給与所得・退職所得等の所	(得税徴収高計算書〈一般〉は2ステップに	分けて入力します(2	2ステップ目)。	
1 納期等の区分及び区台	紛入力 <mark>(完了)</mark>			
2 支払年月日·人員·支	給額・税額の入力			
各区分について 支払年月	3日・人員・支給類・税類を入力にてくださに	、入力完了後、[]次	へ」ボタンを押してください	
				納期等の区分
	会計年度 (半角数字) 平成 ▼ 29 年度			平成 29 年4 月 支払分源泉所得税及び 復興特別所得税
区分	支払年月日 (半角数字)	人員 (半角数字)	支給額 (半角数字)	税額 (半角数字)
<u> 俸給-給料等(01)</u> 3	平成 - 29 年 4 月 20 日	10 人	2,000,000 円	100,000 円
<u> </u>	▲ 年 月 日	X	н	н
日雇労務者の首金(06)3		A	m H	m H
退職手当等(07)3	▼ 年 月 日		— —	H
<u> 税理十等の頼酬(08)</u> 3	▼ 年 月 日		H	円
役自首与(03)3	▲ 年 月 日		— —	— •
同上の支払確定年月日			<u>年末調約こよる</u> <u>不足税額(04)</u> 3	————————————————————————————————————
			<u>年末調約による</u> 超過税額(05) 3	▲ 円
摘 要 定型文入力	摘要欄クリア		本税 ※ 自動計算	100,000 円
			延 滞 税	——————————————————————————————————————
所得税徵収高計算書	<u> 開紙の送付の要否 </u>		合計額 ※自動計算 ※必須	100,000 円
○ 要	() 香]		
6				
	◎戻る 保存	Ŧ	2~ ⊙	
				 ▲<u>ページ先頭へ</u>

「区分」欄で 該当する計算書を選択し、

「支払年月日」 「人員」 「支給額」 「税額」等

を入力の上、 「次へ」をクリックします。

入力した内容を確認し、「次へ」ボタ 住所等の利用者情報の変更を行う	ンを押してくださ	い。ま	た、「確認	変更」ボタン	を押下	することで、		
入力内容の町正を行う場合は、「戻 「印刷」ボタンを押下すると帳票イメ	る」ボタンを押し ージをPDF形式	て入力 でダウ	画面に戻	り、訂正をし [、] ます。	5357	ί, 1 ₀		
	総与所得 · 道職用	持等の	- (æ)				
平成 年度	N H R R R	8 8 8 8 8	<u> </u>	91) २८२३ व्य	7	段務署使用褶	整理	8 - 7
32309 29	麹町	1	脱務署			110		
区 9 支払半月日 俸給·給料等 年 月 日	A A	~	×	K 6	R	- 10	68 11	納期等の区:
(01) 平成 29 4 20		10		2,000	,000		100,000	∓ at ^{α β}
(02) 平成								29 4
日屋労務者の	08)							支払分源泉所得利 及び復興特別所得
直並(06) 退職手当等 (70-44)		-			_			
(07) +bx								
税理士等の 平成								
役員賞与 _{平成}		-						
(03)				to an an an an an				
間上の支払 確定年月日 平成				牛末調整に 不足税額(01.)			
_ 住 所 (電話番号	13 - 11	11 -	2222)	年末調整に	よる			1
α ^{((πα.m)} 東京都千代田区麹町	1丁目1-1			超過税額(05)			
а с р				本	棿		100,000	
a (6 m) 株式会社国税商事				延 滞	税			
			様(御中)	수카해			100.000	1
36 							100,000	1
*				J				
所得税徴収高計算書用紙の送付の要否								
1 送付不要 2 送付希望	2							
項目名					ル	内容		
40,000 00000	G+2+	(1)都	诸府退	事 中刻 ·	-	(2)税務署名	ata Arr	-
福出元 税務。 ※必須	199			under all			Circle	
		理出	モの税務	新れたちら	5 att	こ確然ださい	•	
· 面白之				£1183	16 49.45	の成功。本面		
40.0		_		1909	u 1475	MARLE A.C.	_	
£1183-14-12:35					●確	悶·変更		

入力した内容の確認をします。 なお、入力内容の確認には、 「印刷」ボタンを ご活用いただくこともできます。 確認の結果、 入力内容に誤りがない場合は、 「次へ」をクリックしてください。

手順4 徴収高計算書データの送信

入力した内容を再度確認し、「送信」をクリックします。

* 受 い ・・・	代サシステムへの送信 下の手続きを受付システムへ送信します。 この手続きを利用する場合は、電子署名は 手続きを保存する場合は、「保存」ボタンを この手続きには税務代理権限証書を添けて	t不要です。そのまま「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。 押してください。 できます。添付する場合は、「添付書類」ボタンを押してください。
	項目名	入力内容
	手続き名称	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)
	氏名又は名称	株式会社国税商事
	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
	提出先税務署等	题町税務署
	添付書類	tal
	提出年月日	平成29年5月10日
	● 戻る	保存 添付書類 送信

確認メッセージが表示されますので「はい」をクリックします。

Ĵ,

e-Taxיวト	(WEB版) 株式会社国協商事様ログイン中 ログアウト よくある質問 ご利用ガイド
メインメニュー	申告・申請・納税 新規作成(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般))
 利用者情報の登録・ 確認・変更 	作成手続きの選択 ● 手続きの作成 ● 入力内容の 確認・訂正 ● 受付システムへの 送信 ● 送信結果の確認
• 申告·申請·納税	✤ 受付システムへの送信
🥶 送信結果・お知らせ	以下の手続きを受付システムへ送信します。
	 この手続きを利用する場合は、電子署名は不要です。そのまま「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。 手続きを保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。
	 この手続き口は税務代理権限証書を添付できます。添付する場合は、「添付書類」ボタンを押してください。
	項目名 入力内容 受けシステムへの送信
	手続き「給与所得・退職所得等の」所得税徴収高計算書(一般)」を 受付システムへ送信しますか?
	стэ.
	添け書類なし
これで徴収る	高計算書データの送信は終了です。
これにより、	メッセージボックスに受信通知が格納されます。
受信通知は、	次ページの画面か、 5ページの画面のメインメ
r	モ信社里・お知らせ」から、確認ください

8



<mark>手順1</mark> e-Taxヘログイン

受信通知を確認するために、国税庁e-Taxホームページの、 「メッセージボックスの確認(受付システムへのログイン)」をクリックします。



手順2

メインメニューで、メッセージボックス一覧の「確認画面」をクリックします。

メッヤージボックス一覧	
e-Taxに送信した申告・申請データの送信結果、税務者からの メッセージボックス一覧から確認できます。	Dお知らせ等を 確認画面へ
還付金処理状況	
e-Taxを利用して還付申告を行った方は、還付金の処理状況を 還付金の処理状況が確認可能になるのは、e-Taxを利用して還 2 週間程度経過した日からとなります。	を確認できます。 種認画面へ 量付申告を行ってから、
各種登録・変更	
♥ 暗証番号の変更 受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うご とができます。	
メールアドレスの登録等、お知らせメールの売名登録 メッセージボックスに情報が格納された際のメール配信を ご希望される方は、ご利用ください。	◆ 秘密の質問と答えの登録・変更 秘密の質問と答えは、暗証番号を再発行する際の本人確認 として使うものです。

ダイレクト納付を行う「手続き名」をクリックします。

そ付システム						
メッセージボックス	ス一覧					
の画面では、メッセージを格線 20日を経過したメッセージ	肉してから120日以内のものを表示 は、「過去分表示」ボタンを押し、	示しています。 「メッセージボックス一覧(過去分)」	画面より確認してください。			
利用者識別番号						
079910603100075						
受信メッセージ						
件のメッセージが格納されてい	います。					
過去分表示	ゴミ箱表示		受信通知			
先頭へ 前へ 1 / /1~	-ジ 次へ 最後へ					ゴミ箱へ入れる
格納日時	受付日時	受付番号	手続き名	氏名又は名称	受付結果	違択
2017/05/10 18:43:50	2017/05/10 18:43:30	20170510184330947314	 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算 畫(一般) 	(株)国税商事	受付完了	
■ 「前へ」1 ↓ /1~	-ジ 次へ 最後へ					ゴミ箱へ入れる
過去分表示	ゴミ箱表示					
						0 et 2000
			1-87			
		×				



税理士による代理送信をされている方で、どの受信通知を選べばよいか分からないときは、税理士へご確認ください。

手順3

ダイレクト納付の指示

すぐに引落しを行う場合は「今すぐに納付される方」を、 後日に引落しを行う場合は「納付日を指定される方」をクリックします。





納付内容を確認した上、 「納付日」に引落日を入力し、 「はい」をクリックすることで、 指定した日に、届出した預貯金口座から国税を 引落しします。

ご注意ください! ご利用される金融機関によって、 引落しの時間が異なりますので、 引落日の前日までに、預貯金口座 の残高を確認してください。

納付手続の確認

再度メッセージボックスを開き、

手順4

「ダイレクト納付完了通知」をクリックし、納付手続結果(引落し結果)を確認します。

残高不足などにより納付手続か ジボックスにその内容が表示され 完了通知」の内容を必ずご確認く	「できていない場合、メッセー hますので、「ダイレクト納付 ください。
RNRFF#6-1980-2/25ム & fraid の メニューエ変合 Rdfシステム System Syste	
En 10 / 10+3 En HER ESENTE E	
国税電子申告・納税システム (e-Tax)	ログイン中

と付システム		
メール詳細(ダイレク ^ブ ィレクト納付による登録口座からの	フト納付) D引き落としが完了しました。	関じる
申告等内容	2079910603100075	
氏名(名称)	ノウゼイ	- わて幼仕手結け
受付番号	20170510184330947314	
納付年月日	2017/05/10	終了です。
納付先	翹町税務署	
税目	源泉所得税及復興特別所得税	
申告区分		
課税期間(自)	平成29年04月	
課税期間(至)		
金融機関	霞ヶ関銀行 本店	
納付金額	100,000円	
国税電子申告・納税システム(e-Tax) よろしければご協力ください。 ● ヱ -	ŷ利用についてアンケートを実施しています。 ンケートのページへ	
	閉じる	
	閉じる (会 国税庁 Copyright © NATIONAL TAX	K AGENCY ALL Rights Reserved.

_ _ _ _ _

こんなときは・・(納付手続の場合)

○ 納付日の指定をしたが、納付日を変更したい!

メッセージボックスで、変更を希望するダイレクト納付の受信通知を開いていただき、「納付期日の取消し」をクリックすることで、ダイレクト納付の指示が取り消されますので、改めてダイレクト納付の手続を行ってください。

○ ダイレクト納付手続を行った後、メッセージボックスに「残高不足のため、届出された預貯金口 座からの引き落としができませんでした。」というメッセージが届いた!

届出された預貯金口座の残高を確認の上、再度、手続してください(手順3の通知から、再度のダイレクト納 付手続が可能です。)。

○ 税務署に社名変更の届出をしたのに、ダイレクト納付完了通知の社名が変わっていない!

ダイレクト納付完了通知に表示される社名は、ご自身でe-Taxに登録した「納税用カナ氏名・名称」が表示され ますので、自動的には変更になりません。登録内容を変更すれば、次回からは変更後の名称が表示されます。 なお、名称の変更方法はe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください(個人の方も同様です。)。

○ ダイレクト納付手続を行った後、メッセージボックスに「納付金額が、届出された金融機関の利 用可能額を超えていることから、ダイレクト納付が利用できません。」というメッセージが届いた!

ダイレクト納付で引落し指示をかけた金額が、届出された金融機関のダイレクト納付に対応していない場合に 表示されます。各金融機関の利用可能額(桁数)は、国税庁ホームページをご覧いただくか、各金融機関にお 問合せください。

なお、e-Taxの「納付情報登録依頼」機能を利用し、複数回ダイレクト納付を行うことで、各金融機関の利用可能額を超える納付を行うことも可能です。

その他の電子納税(インターネットバンキング等)

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングや モバイルバンキング等を利用して電子納税ができます。

インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関(インターネットバンキング等の利用の可否)については、Webサイト「ペイジー(www.pay-easy.jp)」でご確認ください。 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 電子納税を利用する場合も、事前にe-Taxの開始手続が必要となります。

電子納税の利用可能時間

電子納税は、<u>e-Taxの利用可能時間内</u>、かつ、<u>ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間内</u> でご利用ができます。e-Taxの利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、 時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧 ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日~金曜日9時~17時(祝日等及び12月29日~1月3日を除き ます。)です。

法人番号	{				:			{		
	1	1		}	1 1	i.	}	- 1	{	
※個人の方は個人番号の記載は不要です。										

国税ダイレクト方式電子納税依頼書	
兼国税ダイレクト方式電子納税届出	書

	,			
平成	年	月	日提出	
			税務署長	あて

氏名(法人名及び代表者氏名)



私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわ せて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座	4												
住 所 (所在地)	(〒 -)	電	話		()						(金融機関お届け印)
	(申告納税地)												
氏 名 (法人名及び (代表者氏名)	(フリガナ)								 	 	 		(印影が不鮮明な場合には、 こちらにも 押印してください。)
指定金融機関	銀 行·信用金庫 労働金庫·農 協 信用組合·漁 協						本 店·支 店 本 所·支 所 出張所						
預金種別	1 普通 2 当	i座:	3 納税	道準備		口座 (ゆうちょ	医番号 銀行以:	• 外)	 		 		
ゆうちょ銀行	記号番号					-							

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄	(不備事由) 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全 2 整理番号等未登録 5 その他 3 重複入力 (入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録 金融機関番号 (金融機関番号 (約 定 - 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の 納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたとき は、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指 定預貯金回座から引き落としの上、納付してください。この場合、 当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。 - 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定 規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出 又は預貯金規慮たのがわらず、私が行うべき小切手の振出 又は預貯金規慮たがかわらず、私が行うべき小切手の振出 又は預貯金規慮たがかわらず、私が行うべき小切手の振出 又は預貯金規慮たがかわらず、私が行うべき小切手の振出 又は預貯金規慮たがわらず、私が行うべき小切手の振出 又は預貯金規慮たがわらず、私が行うべき小切手の振出 又は預貯金規慮たたまた。(当社)に通知することなく納付情報を返戻 されても差し支えありません。 - 指定預貯金規除する場合には、私(当社)から税務署を経由して 指定した金融機関に書面をもって届け出ます。 - この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して 指定した金融機関に書面をもって届け出ます。 - この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責に よるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。				
金融機関整理調	(不備返却事由) A 印鑑相違 F 住所相違 B 印鑑不鮮明 G 支店名相違 C 口座番号相違 H その他 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考) (備考)	受付印印鑑照合検 印 (口座識別番号)				

(認証番号)

14